

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法								
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法								
ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容							(2)(1)でケに○をした場合、その内容									
ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で申請書を配付	カ. 制度案内等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容							(2)(1)でケに○をした場合、その内容											
該当団体	31	31	31	31	25	1	15	19	3	20	16	18	1	0	6	6	18	5	3	1	5	0	3	3	
和歌山県	和歌山市	和歌山市教育委員会 学校教育課	073-435-1139	gakkokyoiku@city.wakayama.lg.jp	http://www3.wakayama-wky.ed.jp/w-gakkyo/		○	○		○	○						○								
和歌山県	海南市	教育委員会総務課庶務係	073-492-3347	kyoisomu@city.kainan.lg.jp	http://www.city.kainan.lg.jp		○	○		○	○								○						
和歌山県	橋本市	橋本市教育委員会 学校教育課 学務係	0736-33-6115	gakkou@city.hashimoto.lg.jp	http://www.chw.jp/	https://ja-jp.facebook.com/hashimoto-city	○	○		○	○				○										
和歌山県	有田市	教育総務課 総務係	0737-83-1111	kyoikusomu@city.arida.lg.jp	http://www.city.arida.lg.jp/kosodatenavi/teatejosei/1001060.html		○	○							○						○				
和歌山県	御坊市	御坊市教育委員会 教育総務課	0738-23-5525	s-26184@city.gobo.lg.jp	http://www.city.gobo.wakayama.jp/lifeevent/nyugaku/sien/138302674717.html		○	○		○	○						○								
和歌山県	田辺市	教育委員会学校教育課	0739-26-9942	gakkou@city.tanabe.lg.jp	http://www.city.tanabe.lg.jp/gakkou/index.html		○	○	○		○	○					○								
和歌山県	新宮市	新宮市教育委員会	0735-23-3364	gakkou@city.shingu.lg.jp	http://www.city.shingu.lg.jp			○		○	○						○								
和歌山県	紀の川市	紀の川市教育委員会 教育総務課	0736-77-0846	k150200-001@city.kinokawa.lg.jp	http://www.city.kinokawa.lg.jp			○		○	○						○								
和歌山県	岩出市	教育部 教育総務課	0736-62-2141	k-soumu2@city.iwade.lg.jp	http://www.city.iwade.lg.jp/		○	○		○	○							○							
和歌山県	紀美野町	紀美野町教育委員会 教育課	073-489-5910	sogaku@town.kimino.lg.jp	http://www.town.kimino.wakayama.jp/					○	○						○								
和歌山県	かつらぎ町	教育委員会総務課	0736-22-0303	kyoikusomu-syomu@town.katsuragi.wakayama.jp	http://www.town.katsuragi.wakayama.jp/		○		○		○				○										
和歌山県	九度山町	教育委員会学校教育課	0736-54-2019	kyoiku@town.kudoyama.lg.jp	https://www.town.kudoyama.wakayama.jp/		○			○												○		教育委員会から各学校を経由し、保護者に制度案内、申請書を配布	
和歌山県	高野町	教育委員会	0736-56-3050	kyoiku@town.koya.wakayama.jp	http://www.koya.ed.jp/					○	○	○					○								
和歌山県	湯浅町	湯浅町教育委員会事務局	0737-63-1111	soumu1@yuasa.ed.jp	http://yuasa.ed.jp/		○			○	○	○					○								
和歌山県	広川町	教育委員会	0737-23-7795	kyoiku4@town.hirogawa.wakayama.jp	https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/			○		○	○						○	○							
和歌山県	有田川町	子ども教育課	0737-52-2111	ngakkokyoiku@town.aridagawa.lg.jp				○							○										
和歌山県	美浜町	教育課 学校教育班	0738-23-4955	kyoi@town.wakayama-mihama.lg.jp				○													○				
和歌山県	日高町	教育委員会 教育課	0738-63-2038	kyoiku@town.wakayama-hidaka.lg.jp	http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp		○	○							○								○	新入学1年生児童生徒に制度案内を行い、教育委員会で希望者に申請書を配布	
和歌山県	由良町	由良町教育委員会	0738-65-1800	kyoui@town.yura.lg.jp	http://www.town.yura.wakayama.jp/			○							○								○	児童扶養手当受給者を担当課に確認の上把握。ひとり親で非課税の世帯については、問い合わせがあれば申請書を配布。	
和歌山県	印南町	教育課	0738-42-1700	kubori02@town.wakayama-inami.lg.jp	http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/contents_detail.php?frmid=103		○														○				
和歌山県	みなべ町	みなべ町教育委員会 教育学習課	0739-74-2191	kyoiku@town.minabe.lg.jp	http://www.town.minabe.lg.jp		○			○	○										○				
和歌山県	日高川町	日高川町教育委員会 教育課	0738-22-8816	kyoiku@town.hidagawa.lg.jp				○		○	○											○			
和歌山県	白浜町	白浜町教育委員会 総務学事係	0739-43-5830	kyoiku@town.shirahama.wakayama.jp					○	○	○						○	○							
和歌山県	上富田町	上富田町教育委員会	0739-47-5930	kyoiku@town.kamitonda.lg.jp	http://www.town.kamitonda.lg.jp/			○		○	○	○					○								
和歌山県	すさみ町	教育委員会	0739-55-2146	kyoiku@town.susami.lg.jp	http://www.town.susami.lg.jp/					○	○	○					○								
和歌山県	那智勝浦町	那智勝浦町教育委員会 学校教育課	0735-52-4686	kyoiku09@town.nachikatsuura.lg.jp	https://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/forms/top/top.aspx						○	○			○								○	那智勝浦町HPの暮らしの情報 学校教育に掲載	
和歌山県	太地町	太地町教育委員会	0735-59-2335	kyoiku@town.taji.lg.jp				○																	
和歌山県	古座川町	古座川町教育委員会 教育課	0735-72-3344	info@town.kozagawa.lg.jp	http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/kurashi/sub005.html		○			○							○								
和歌山県	北山村	北山村教育委員会	0735-49-2331	kitasou@vill.kitayama.lg.jp	https://www.vill.kitayama.wakayama.jp/			○			○	○					○		○						
和歌山県	串本町	串本町教育委員会 教育課	0735-72-0017	kushikyo@ceres.ocn.ne.jp	http://kushimoto-ed.net/~kushikyo/					○	○	○					○								
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合教育委員会	御坊市日高川町中学校組合教育委員会 教育課	0738-22-8816	kyoiku@town.hidagawa.lg.jp				○		○	○											○			

		II 平成29年度準要保護認定基準																															
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率					
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村税の非課税	ウ.市区町村税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、延滞等が悪い者。学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して係数を定めておくもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)				
該当団体	31	20	20	13	16	15	25	7	7	11	12	12	10	14	2	4	2	4	0	11	10	10	10	10	0	0	11		7	31			
和歌山県	和歌山市						○														1	(税引き前)	その他	254							【基準額の時期】平成25年7月の生活保護基準を採用	20%未滿	
和歌山県	海南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															保護者が公共職業安定所へ求職中の失業者である場合	15%未滿		
和歌山県	橋本市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○							1	課税所得	その他	234							【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未滿	
和歌山県	有田市	○	○		○	○	○																								15%未滿		
和歌山県	御坊市	○	○				○																								20%未滿		
和歌山県	田辺市																				1	課税所得	その他	216							【基準額の時期】平成24年12月末日現在の生活保護基準を用いている	20%未滿	
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																	20%未滿		
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○			○	○																			その他教育長が特に必要と認める者 ・災害等により(市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税)のいずれかを減免されている方 ・前年の合計所得金額が125万以下で、障害者、寡婦(特別寡婦)、寡夫のいずれかに該当する方	15%未滿		
和歌山県	岩出市	○			○	○	○																								15%未滿		
和歌山県	紀美野町						○							○																	10%未滿		
和歌山県	かつらぎ町		○				○							○							1.1	課税所得	当該年度	240							国民年寄法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年寄の障害の減免、世帯更正貸付補助金による貸付、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者	20%未滿	
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	15%未滿		
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	15%未滿		
和歌山県	湯淺町																				1.1	課税所得	その他	260							【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未滿	
和歌山県	広川町																				1.1	課税所得	その他	253							【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未滿	
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																	10%未滿		
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																15%未滿		
和歌山県	日高町						○																								10%未滿		
和歌山県	由良町						○																								ひとり親で、町民税非課税	15%未滿	
和歌山県	印南町																													収入だけでなく、学校長ヒアリングにより、家庭状況等も把握した上で、総合的に判断し、認定を行う	5%未滿		
和歌山県	みなべ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	総所得(税引き前)	前年度	278								10%未滿	
和歌山県	日高川町	○	○				○																							その他教育委員会が特に必要と認めた者	15%未滿		
和歌山県	白浜町																				1	その他	その他	244							課税所得等の分類：給与収入(税引き前) 基準額の時期：4年前の年度	10%未滿	
和歌山県	上富田町													○																世帯構成員のうち、所得があるもの全員の合計年収額・各種手当金・養育費・親族からの援助費等を加算し、町の基準額と照らし合わせて協議	10%未滿		
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○														1.2	総所得(税引き前)	前年度	291								15%未滿	
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○			○	○																				20%未滿		
和歌山県	太地町	○	○		○		○			○				○																		10%未滿	
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		20%未滿	
和歌山県	北山村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																	その他、特別な事情により生活が困難な者	0%未滿	
和歌山県	串本町	○	○				○														1.3	課税所得	その他	351							自立支援医療受給者証を保持し、特に援助が必要であると認められる者	(2)基準根拠(基準額の時期)：生活保護基準額は平成24年12月末日のものを参照	20%未滿
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○	○				○																								その他教育委員会が特に必要と認めた者	20%未滿	

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費							新入学児童生徒学用品費等							通学費							修学旅行費															
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額
該当団体	31	0	0	0	0	0	0	0	32	31	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	16	16	0	9	9	9	6	5	1	13
和歌山県	和歌山市						○	16,440								○	22,900												○	57,290	56,366						修学旅行費の支給平均額は、平成28年度の実績額より算出	
和歌山県	海南市						○	22,320								○	47,400												○	57,590	57,590							
和歌山県	橋本市						○	22,320								○	47,400	○	0									○	61,268						修学旅行費、通学費については、28年度の実績額による。			
和歌山県	有田市						○	22,320								○	67,400											○	57,590	57,222						修学旅行費の支給平均額については平成28年度実績		
和歌山県	御坊市						○	22,320								○	47,400											○	57,590	56,682								
和歌山県	田辺市						○	22,320								○	23,550												○		57,590							
和歌山県	新宮市						○	26,050								○	22,900											○	70,000						通学用品費及び校外活動費(宿泊なし)は、学用品費とともに給付している。(併せて26,050円)			
和歌山県	紀の川市						○	22,320								○	23,550											○	57,590	57,590								
和歌山県	岩出市						○	23,760								○	22,900											○	55,700	55,700								
和歌山県	紀美野町						○	22,320								○	23,550											○	56,370	56,370								
和歌山県	かつらぎ町						○	22,320								○	47,400											○	61,000									
和歌山県	九度山町						○	22,320								○	47,400											○	67,291									
和歌山県	高野町						○	16,600								○	20,000																	○	修学旅行費については、全生徒に6万円を無償化で対応しており、それを超えた分について援助費で全額支給している			
和歌山県	湯浅町						○	22,320								○	47,400											○	57,590	57,590								
和歌山県	広川町						○	22,320								○	23,550											○	54,000									
和歌山県	有田川町						○	22,320								○	47,400											○	60,097						実費支払分は平成28年度実績額 共済掛金は、学用品費等と併せて支給			
和歌山県	美浜町						○	22,320								○	47,400											○	66,500									
和歌山県	日高町						○	22,320								○	47,400											○	69,000									
和歌山県	由良町						○	26,820								○	23,550	○	34,860													○	65,000	学用品費1年生は24,590円、他学年は26,820円支給。 通学費は町外の中学校に電車で通学する生徒に定期代を支給。				
和歌山県	印南町						○	26,790								○	23,550															○	57,590					
和歌山県	みなべ町						○	22,320								○	47,400															○	57,590					
和歌山県	日高川町						○	26,820								○	47,400											○	69,727						支給平均額は28年度の実績額により記入			
和歌山県	白浜町						○	22,320								○	47,400											○	80,000						「平均支給額」については、平成29年度当初予算に計上した単価を記入			
和歌山県	上富田町						○	22,320								○	47,400											○	79,604									
和歌山県	すさみ町						○	22,320								○	47,400														○	55,000						
和歌山県	那智勝浦町						○	21,700								○	22,900									○	73,000								支給平均額は、平成29年度予算計上単価 通学費補助は、那智勝浦町遠距離通学費補助要綱に該当する児童に対し定期代等の3/4支給			
和歌山県	太地町						○	23,870								○	22,900										○	78,658						1年生の学用品費は21,700円(年額)				
和歌山県	古座川町						○	24,000								○	20,000										○	80,000										
和歌山県	北山村						○	21,700								○	22,900										○	0							H29.H28年度ともに対象者の修学旅行費の計上がないため0円。			
和歌山県	串本町						○	22,320								○	47,400										○	75,000						修学旅行費は平成29年度予算計上額				
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合						○	26,820								○	47,400											○	57,590	57,590								

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特に取組を行っている(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	31	29	2	2	1
和歌山県	和歌山市	○			
和歌山県	海南市	○			
和歌山県	橋本市	○			
和歌山県	有田市	○			
和歌山県	御坊市	○			
和歌山県	田辺市	○			
和歌山県	新宮市	○			
和歌山県	紀の川市	○			
和歌山県	岩出市	○			
和歌山県	紀美野町	○			
和歌山県	かつらぎ町	○			
和歌山県	九度山町	○			
和歌山県	高野町	○			
和歌山県	湯淺町	○			
和歌山県	広川町	○		卒業生で不用となる制服等を学校へ寄附してもらい、賞与等している	
和歌山県	有田川町	○			経済的困窮の状況も、家庭の状況、資産状況、保護者の認識もさまざまであるため、校長の意見と地域の民生委員の意見を取り入れている。
和歌山県	美浜町	○			
和歌山県	日高町	○			
和歌山県	由良町	○			
和歌山県	印南町	○			
和歌山県	みなべ町	○			
和歌山県	日高川町	○			
和歌山県	白浜町	○			
和歌山県	上富田町	○			
和歌山県	すさみ町	○		希望する生徒への制服のリサイクル	
和歌山県	那智勝浦町	○			
和歌山県	太地町	○			
和歌山県	古座川町	○			
和歌山県	北山村	○			
和歌山県	串本町	○			
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○			